

# 核兵器禁止条約の帰結 —人道的アプローチの社会的影響—

永 山 博 之

## 1. はじめに

核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons、TPNW) は、2017 年 7 月 7 日に国際連合総会で採択され、2021 年 1 月 22 日に批准が 50 カ国に達した後、3 ヶ月で発効するという条約の規定に従って発効した。すべての核兵器を禁止する国際法規範として、はじめてのものであり、条約の発効は社会的に注目された。一方、この条約には核兵器国 (Nuclear Weapon States、NWS) やその同盟国は基本的に参加しておらず、現時点では参加する見込みもない。このような状況で、この条約が実際にどのような効果をもたらすのかは、議論のある問題である。しかし、日本でこの条約を論ずる者は、相当数、条約に好意的で、この条約が少なくとも将来の核兵器廃絶に向かって積極的な道を開いたと評価する立場にあるように思われる。<sup>(1)</sup> 本論文では、この点の評価も含めて、TPNW が現実政治に何をもたらすのかという問題に集中して、条約の帰結を検討する。

---

(1) 逆にこれにあてはまらない論考として、「論点 核兵器禁止条約制定 NPT 体制損なう恐れも 浅田正彦 京都大教授」『毎日新聞』2017.7.12、一政祐行「核兵器国及び「核の傘」国と核兵器禁止条約 (TPNW)」『防衛研究所紀要』第 21 巻第 1 号、2018、戸崎洋史「核をめぐる対極的な動向—北朝鮮問題への核兵器禁止条約の役割—」『金融財政 business』no.10689, 2017.9.28, pp.14-18、戸崎洋史「国問研戦略コメント (2020-15) 核兵器禁止条約の発効—核軍縮の再活性化に向けた課題」2020.10.26 [https://www.jiia.or.jp/strategic\\_comment/2020-15.html](https://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2020-15.html) (2021.6.2 アクセス)、永山博之「核兵器禁止条約はなぜできたか: 禁止条約推進派の意図と戦略」『改革者』62 (5)、pp.40-43. 2021、同「核兵器禁止条約と日本の選択: 核兵器禁止条約への加入は核兵器廃絶につながるのか」『改革者』62 (2)、pp.18-21. 2021 などをみよ。

もちろん、将来どのような事態が起こるかを、現時点で正確に知ることはできないから、本論文が考察する問題は、現時点の諸条件を将来に延長することが前提になる。実は、このことが TPNW に対する評価を分裂させる原因となっている。TPNW 推進側は、この条約が人間の価値観を長期的に変えていくことを、条約の効果として強調している。長期的な効果を、短期（本論文は、条約が発効してから半年以内に書かれている）で測ることは困難なことである。もちろん結果が出ていない段階で最終的な結論は出せない。しかし、この条約がもたらす問題の性格は、新しいものではなく、すでに何度も試みられ、議論されてきた。それらの経緯を踏まえて、条約発効時点での見通しを示すことは決して意味のない作業ではない。

また日本国内では、この条約の効果について、大きな論争が起こっているわけではない。条約の効果に懐疑的な立場の論者（条約慎重側）の発言はメディアではあまり大きく取り上げられていない。日本政府は、この条約に署名も批准もしない態度を明らかにしているが、このことを積極的にアピールしようとはしていない。逆に、条約の効果を積極的に認める立場の論者（条約推進側）は、この条約に実質的な効果があることを積極的に訴えている。この対立する両者の異なった戦略こそ、条約の有効性に直接関わっている問題であり、条約に実質的なメリットはないと考えている慎重側は概して条約を無視し、条約のメリットを広く宣伝することが条約の効果を強めると考えている推進側は（慎重派に対してではなく）、一般世論に対して宣伝や働きかけを強め、自分たちの考えを普及させようとする。このような戦略の違いが、この条約の実際の効果に深く関わっているものであり、その点を明らかにすることが、条約の評価において最も重要な要素の一つなのである。

本論文では、予備的作業として、第2節で TPNW の概要、特に NPT と比較して条約の特徴を明らかにする。第3節では TPNW がこのような形で成立した理由である、TPNW の成立過程、特に人道的アプローチの性格について論じる。第4節が本論文の中心的な議論であり、TPNW の核兵器国およびそ

の同盟国に対する影響、それら諸国の国内世論や安全保障関係を改変できる可能性、人道的アプローチとその社会に対する影響が今後どのような結果をもたらすかについて議論する。第 5 節でそれまでの議論に基づき、論文としての結論を述べる。

## 2. TPNW の概要と特徴

前節で述べたとおり、本論文は、この条約の現実政治上の帰結に焦点をあてて、条約賛成派の議論と条約慎重派の議論を突合し、条約のもたらす社会的影響を展望することを趣旨とする。しかし、この議論に入る前に、TPNW の内容と成立過程について、基本的な事実を確認しておく必要がある。本節では、まず TPNW の概要、特にその禁止規定が何を制約しているかを明らかにした上で、この条約の成立プロセスを振り返り、どのような過程を経て、条約が成立、発効したのかについての事実関係をかたんに整理する。

TPNW は、前文および 20 カ条からなる。中心的に重要な部分である、条約第 1 条では以下の行為を禁止している。<sup>(2)</sup> (a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、占有し、又は貯蔵すること。(b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。(c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。(d) 核兵器その他の核爆発装置を使用し、又はこれを使用するとの威嚇を行うこと。(e) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。(f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助を

---

(2) TPNW の条文については、外務省 HP にある正文 <https://www.mofa.go.jp/2Fmofaj/2Ffiles/2F000433137.pdf> を参照し、訳文においては、外務省 HP にある仮訳 <https://www.mofa.go.jp/2Fmofaj/2Ffiles/2F000433139.pdf> によった。

(2021.4.30 アクセス)

求め、又は援助を受けること。(g) 自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいずれかの場所において、核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し、又は展開することを認めること。

この禁止条項を、核不拡散条約 (NPT) と比べると、非常に禁止の範囲が広がっている。<sup>(3)</sup> NPT は、核保有国と非核国では禁止の範囲が異なるが、第1条では、核兵器国に対して、核兵器またはその他の核爆発装置の移譲、その管理の移譲を行わないこと、製造または取得、管理の取得について、非核国を援助、奨励、勧誘しないことを定める。第2条では、非核国に対して、核兵器またはその他の核爆発装置を、その管理を含めて受領しないこと、それらを製造、取得しないこと、製造について他国の援助を受けず、援助を求めないことが定める。それだけである。

つまり、NPT が、核保有国に核兵器の移譲を禁じ、非核国に核兵器の製造、取得、受領を禁止しているだけであるのに対して、TPNW は、NPT の禁止に上乗せして、開発、実験、使用、使用の威嚇の禁止を加えており、この禁止事項について他国を援助、奨励、勧誘すること、それらの行為を受けること、自国領域、管轄下の場所において、核兵器を配置、設置、展開することを禁じている。

TPNW は、核兵器を全廃するための条約だから、使用を禁止していることは当然として、開発を禁止 (開発の範囲は明確ではない) するほか、使用、使用の威嚇を禁じ、これについて他国を援助、奨励、勧誘する、またはされることを禁じ、自国領域に核兵器を配置、設置、展開することを禁じている。TPNW には、少なくとも相当期間、世界のすべての国家が加入することは期待できず、核兵器国、条約批准国、それ以外の非核国が混在する状態が続くと考えられる。この状態で、核兵器国の同盟国が、この条約に署名、批准し

---

(3) NPT の条文については、外務省訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikoo/treaty/pdfs/FB-S51-0403.pdf> によった。(2021.5.2 アクセス)

た場合、同盟の防衛計画に核兵器の要素を含めることはできなくなる。つまり、核兵器国の同盟国は、この条約に署名、批准した時点で、実質的に核兵器国と同盟関係を維持することは困難になる。核兵器国の同盟国にとっては、非常にハードルが高い条約である。

TPNW の他の条文をみると、第 2 条申告、第 3 条保障措置、第 4 条核兵器の全面的な廃絶に向けて、が重要である。しかし、TPNW が核兵器全廃を志向している条約であることを考えれば、この 3 カ条の簡潔さは、非常に特徴的である。

第 2 条は、締約国が、条約が自国に効力を持った日から 30 日以内に、核兵器保有の有無、かつて保有していた場合には核計画廃棄の有無を申告することとなっている。問題は、このような申告が確実なものであるかどうかを検証する方法である。

第 3 条は、現在 NPT に加盟している非核国は国際原子力機関 (IAEA) との保障措置協定を維持し、保障措置協定が締結されていない場合には、協定を締結、実施することを定める。この条約が、核兵器の禁止を履行するために定めるのは (核兵器国については、第 4 条による) これだけであり、現在 IAEA が実施している保障措置以上の措置は想定されていない。例えば、IAEA との保障措置協定を結んでいながら、核施設や活動の一部を申告しなかった国、結局 IAEA からの脱退を宣言して核開発を実施した北朝鮮や、保障措置協定に対する度重なる違反が発覚し、その後 IAEA だけではなく、英仏独、米口中の EU 3 + 3 との交渉が行われたイランのようなケースを想定した、保障措置協定が守られない場合の措置に対する言及はない。協定を守らず、核開発が強行された場合にどのような措置が取られるかについても、言及はない。この条約は、検証および過去の検証措置において発見された問題点に対して、ほとんど考慮していない。

第 4 条は、核兵器国等が TPNW に加盟して、核兵器を廃棄する場合の手続きを定める。第 4 条 1 項は、核兵器国 (過去に核兵器、計画を持っていた国

を含む) が条約に加入した場合、条約義務の履行を監督する権限ある国際当局 (具体的記述なし) と協力し、履行を検証する新たな保障措置協定を IAEA との間に結ぶことを定める。第 4 条 2 項は、核兵器国が、保有兵器を直ちに運用状態から外し、保有兵器を廃棄する計画を条約の効力発生後 60 日以内に提出することを定める。第 4 条 3 項は、2 項の適用を受ける国が、申告された核物質が平和的な原子力活動から転用されていないこと、未申告の核物質、核開発がないことを確認するための、新たな保障措置協定を IAEA と結ぶことを定める。第 4 条 4 項は、自国領域内、自国管理下の場所に他国の核兵器を有する国は、その核兵器を撤去することを定める、第 4 条 5 項は、本条の適用を受ける国が報告書を提出する義務を定める。第 4 条 6 項は、全締約国が TPNW の履行を検証するために、核兵器国と交渉する権限ある国際当局 (1 項で言及されている機関) を指定することを定める。

第 4 条も、核兵器国が TPNW に加入して、核兵器を廃棄する手続きを定めるという性格を考えると、非常に簡潔なものである。核兵器廃棄の具体的な方法はすべて権限ある国際当局 (前述) および IAEA との新たな保障措置協定に委ねられる。かつて、自発的に核兵器を廃棄した国はあるが (南アフリカ)、核兵器廃棄を権限ある国際機関の検証によって行った国はない。権威ある国際機関はどのようなもので、どのような手続きで設立されるのか。検証をどうするのか、検証逃れその他の違反活動に対する制裁措置はなにか等の問題については、この条約では言及されていない。枠組みが定められているのみである。

この他の TPNW の条文として、第 8 条の締約国会合 (発効後 1 年以内に第 1 回会合、以後は 2 年に 1 度開催)、第 16 条の留保 (締約国は留保不可)、第 17 条の有効期限および脱退 (条約は無期限に有効、締約国は、自国の至高の利益を危うくしている異常事態においては脱退でき、脱退通告後 12 ヶ月で脱退が発効) が重要である。

TPNW は、すべての締約国に核兵器の開発、製造、取得、保有、使用、使

用の威嚇等を禁止する重大な内容を持つ条約であることを考えれば、具体的な保有核兵器の廃棄、検証については非常に簡潔な条項しか持っておらず、細目は第 4 条でいう「権威ある国際機関」と核兵器国の協定、核兵器国と IAEA との新たな保障措置協定に委ねられている。また、これまで IAEA と保障措置協定を結んでいた国との間に起こった紛争の経験を考慮して、これに対する新たな対処の方法が盛り込まれているわけではない。

このような条約内容の実施過程についての詳細規定を欠く TPNW の特徴は、TPNW の成立過程に原因を持つ。次節では、TPNW の成立過程を整理する。

### 3. TPNW の成立過程

TPNW の成立過程については、すでに多くの文献が存在する。ここでは、次節での議論のために、成立過程の要点を条約内容と関連する限りで整理する。<sup>(4)</sup>

---

(4) これに関する文献として以下をみよ。Considine, L, The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons and the question of nuclear meaning, CRITICAL STUDIES ON SECURITY 7 (1), pp.87-90, Jan 2 2019, Ritchie, N, A hegemonic nuclear order: Understanding the Ban Treaty and the power politics of nuclear weapons, CONTEMPORARY SECURITY POLICY 40 (4), 2019, pp.409-434, Scheffran, J, Verification and security of transformation to a nuclear-weapon-free world: the framework of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, GLOBAL CHANGE PEACE & SECURITY 30 (2), 2018, pp.143-162, Hanson, M, Normalizing zero nuclear weapons: The humanitarian road to the Prohibition Treaty, CONTEMPORARY SECURITY POLICY 39 (3), 2018, pp.464-486 黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』(14), 15-32, 2017、渡貫諒「<研究ノート>核兵器禁止条約の意義と限界」『21 世紀研究』(8), 103-120, 2017、戸崎洋史「核兵器禁止条約の成立と課題」『エネルギーレビュー』37 (10), 46-49, 2017、阿部浩己「国際法の過去・現在・未来 (20) 核兵器禁止条約と国際法」『時の法令』(2036), 56-61, 2017、山田寿則「核兵器禁止条約 (TPNW) の検討」『文教大学国際学部紀要』28 (2), 103-125, 2018、秋山信将「核兵器禁止条約成立後の日本の核軍縮政策」『国際問題』(672), 5-15, 2018、一政祐行「核兵器国及び「核の傘」国と核兵器禁止条約 (TPNW)」『防衛研究所紀要』21 (1), 21-51, 2018, 889

TPNW 成立の背景として重要なことは、2点。第1は、NPT 再検討会議における核軍縮交渉の停滞であり、第2は、この状況を核兵器国の交渉ではない、別の方法で打開しようとする「人道的アプローチ」が一部 NGO と非核国の協力で採用されたことである。<sup>(5)</sup>

第1に、NPT 再検討会議の状況を見る。NPT 再検討会議は、NPT の運用、履行状況を検討するために5年に1度開かれる。NPT は、核兵器保有を米ロ英仏中の5カ国に限定すること(第9条3項)、核兵器国は核兵器の移譲を行わないこと(第1条)、非核国は核兵器の製造、取得を行わず(第2条)、IAEA の保障措置を受け入れ(第3条)、原子力平和利用の奪い得ない権利を保障されること(第4条)、核兵器国(5カ国)は核軍縮に向けて誠実に交渉する義務を負う(第6条)ことを定める。これらの条項の運用、履行について検討するために開かれるのが再検討会議である。<sup>(6)</sup>

再検討会議では、一部の非核国が核兵器国に対して、第6条に定める核軍縮に向けて誠実に交渉する義務を履行し、完全核軍縮つまり核兵器全廃を実現するという結果をもたらすことを要求して、核兵器国と交渉を続けてきた。しかし、核兵器国は、期限を切った交渉に対して消極的であり、最終的な目標を核兵器の全廃とすることには同意しても、中間目標を期限付きで設定すること、最終目標の期限設定については、現在まで同意していない。

実際に、1995年以後の再検討会議の状況を概観すると、1995年会議がNPT 無期限延長を無投票で採択した後は、2000年会議が包括的核実験禁止条約(CTBT) 早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT) の即時交渉開始、核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の「明確な約束」ほかの内容を盛り込んだ合意文書を採択した。しかし、2005年会議は最終文書なし、2010

---

(5) この説明の枠組みについて、黒澤満『核不拡散条約50年と核軍縮の進展』信山社、2021、251-287頁参照。

(6) NPT 再検討会議の経緯を含む、核軍縮状況を包括的に概観した文献として、黒澤、前掲書をみよ。

年会議は、核軍縮に関する「明確な約束」を再確認した文書を採択したのみ、2015 年会議は最終文書なし、2020 年会議はコロナ禍で延期されている。<sup>(7)</sup> 2000 年会議の最終文書の合意事項についても、CTBT には NPT 核兵器国のうち、アメリカ、中国が批准しておらず、FMCT の交渉も実質的に頓挫している。中間目標に向けての措置を含めて、完全核軍縮への実効的措置は遅く、交渉の進展もあまり進んでいない。

第2に、上記のプロセスとは異なる考えに立つ「人道的アプローチ」を概観する。このような状況に対して、NPT 再検討会議などの場における、核兵器国と非核国の交渉による核軍縮という考えとは一線を画した、まったく異なったアプローチによる核軍縮の実現を目指すべきだとの考えが現れた。この考え方を人道的アプローチと呼ぶが、この起源として重要なのは、対人地雷禁止条約（オタワ条約、1997）とクラスター弾禁止条約（オスロ条約、2007）である。

オタワ条約は、対人地雷の生産、貯蔵、使用、移譲をすべて禁止するものであり、それまで存在していた特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）改正議定書Ⅱによる対人地雷の規制、つまり基本的に禁止対象が、探知ができない対人地雷、自己破壊装置がない対人地雷の使用に限定され、禁止される行為も一定の条件下での使用と移譲に限られ、生産と貯蔵が含まれない規制措置では、規制として不十分であると考えた立場の人々により作られた。オタワ条約の成立プロセス、つまりオタワ・プロセスは、地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL）などの NGO とカナダ、ノルウェー、オーストリア等一部支持国が共同して働きかけを行って、EU や日本を引きずり込んだ結果である。<sup>(8)</sup>

オタワ条約には、アメリカ、ロシア、中国のほか、韓国、北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエル、エジプト、シリア、イラン、サウジアラビア等の

---

(7) 黒澤、前掲書および外務省サイト「核不拡散条約（NPT）」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/index.html>（2021.6.2 アクセス）

国が参加していない。また国家ではない主体が使用することを阻止することもできていない。つまり、現実には紛争の危険があり、紛争に地雷の使用が必要になる可能性がある国は参加しておらず、国家以外の紛争当事者に対する禁止もできない。しかし、オタワ・プロセスに賛同する勢力は、そうであっても、対人地雷の使用の敷居を上げ、使用をより困難にした点では意味があると評価する。

クラスター弾禁止条約（オスロ条約）についても、基本的に同様のプロセスが存在する。オスロ条約は、クラスター弾（ケースの中に複数の子爆弾が収納されているタイプの爆弾、砲弾）を一定範囲で禁止する。この種の兵器を禁止する目的は対人地雷の禁止と同じ、付随被害の大きさと範囲である。この条約の成立プロセス、つまりオスロ・プロセスもオタワ・プロセスと同型であり、クラスター弾連合（CMC）とノルウェー、ペルー、オーストリア等の一部支持国の共同作業の結果である。<sup>(9)</sup>

オスロ条約にも、アメリカ、ロシア、中国、韓国、北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエル、エジプト、シリア、イラン、サウジアラビアのほか、トルコ、ブラジル等の国は参加していない。条約の効果と限界、意義についての関係者の認識もほぼ同じである。

オタワ条約とオスロ条約の成立過程がそれまでの軍縮交渉プロセスと異なるのは、それらが利害関係国＝兵器の制限に最も重要な利害関係を有する国同士の交渉によるのではなく、どちらかといえば周辺的な利害関係しか持たない国と NGO の連合によって推進されたことである。

---

(8) オタワ・プロセスについては、以下を参照。外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部通常兵器室編『小型武器と対人地雷』2008、足立研幾『オタワプロセス：対人地雷禁止レジームの形成』有信堂、2004、長有紀枝『地雷問題ハンドブック』自由国民社、1997、福井康人『軍縮国際法の強化』信山社、2015

(9) オスロ・プロセスについては、福井、前掲書のほか、目加田説子『行動する市民が世界を変えた』毎日新聞社、2009をみよ。

軍縮・軍備管理交渉は、通常はそれに直接的な利害関係を持つ国が行うものである。その目的は、軍備制限による危険性の低減であつたり（米ソ、米ロ間の核軍備管理協定）、財政上負担となる軍備競争の制限（ワシントン、ロンドン海軍軍縮条約）であつたりする。軍縮交渉は、相互の危険を下げるためのものだから、基本的には一方的措置であることは少なく、漸進的、相互的に軍備を制限、管理、縮小することで、当事者間の力の均衡を維持しながら安全を確保するように行われる。NPT もそのような意味を共有しているのであり、不拡散体制は広い意味では既存の軍縮交渉、協定の範疇に含まれる。核兵器国と非核国の義務には差があり、核兵器国が負う「核軍縮に向けて誠実に交渉する義務」は、期限を設定しない究極の目標としての義務である。非核国が条約加入において直ちに、核兵器の製造、取得をせず、IAEA と保障措置協定を締結する義務を負うこととは義務の性質が異なる。

オタワ条約、オスロ条約とその成立プロセスは、そのような性質を持つ条約、交渉ではない。交渉を推進した NGO と支持国は、対人地雷やクラスター弾が禁止されることによって、直接的な安全保障上または財政上の利益、不利益を受けない。条約の目的は、禁止対象の武器が人道的に重大な結果をもたらすことを理由に、その種の兵器を禁止することである。基本的に、安全保障上の配慮は薄い。条約を推進しているのは、この種の兵器を製造、備蓄している主要な国ではなく、むしろあまりこのような兵器に依存していない国である。また NGO は、この種の兵器の利益をほとんど認めないばかりか、むしろ兵器を道徳的に非難し、兵器の被害を受けている人、特に子供や女性のような社会的弱者に焦点をあてる。オタワ・プロセスでもオスロ・プロセスでも、対人地雷やクラスター弾の被害者に焦点が当てられ、被害者の惨状が写真や談話の形で大きく強調された。被害者は紛争の直接当事者ではなく、単なる一般市民である。無辜の市民に理由のない被害を与える、この種の兵器の残虐性が宣伝され、これを特に先進国世論やその政府（ヨーロッパ、北米、日本、オーストラリア等）、国会議員等に働きかける努力がなされた。特にオ

オタワ条約の場合、当初は防衛上の必要から、ヨーロッパの数カ国や日本は必ずしも条約に積極的ではなかった。これを条約加入に向けて引きずったのは、政治家への工作と政治家の世論への影響の考慮であった。<sup>(10)</sup>

TPNW は、オタワ条約やオスロ条約のような、人道的アプローチによる軍縮が、核兵器規制にも応用できるという発想の産物である。TPNW のような核兵器禁止を漸進的なプロセスによらず、包括的に行うべきであるとの考えが出てきた。その最初の例の1つが、モデル核兵器禁止条約 (MNWC、1997 国連提出) であり、NGO が中心となって作成し、コスタリカが国連に提出した。<sup>(11)</sup> この条約案は、核兵器全廃を包括的な計画によってすすめようとするものであり、従来核兵器国が漸進的な交渉によって核軍縮を行うとしていた構想の対極にあった。しかし、この段階では、核兵器の人道的な問題を核兵器禁止の推進力として利用していくアイディアはまだ出ていない。これが前面に現れてきたのは、主に 2010 年の NPT 再検討会議以後のさまざまなプロセスにおいてである。<sup>(12)</sup>

NPT2010 再検討会議では、最終文書で核兵器禁止条約の交渉の提案があったことに留意するとの文言が入ったほか、NGO の役割の明記、「核兵器のない世界」への全参加国のコミットの行動計画への明記、核兵器の人道的影響

---

(10) この点については、以下を見よ。足立研幾「日本の対人地雷全廃政策決定過程－言説対抗モデルによる規範受容過程の分析」『金沢法学』第 46 巻第 2 号、2004、157-183 頁

(11) モデル核兵器禁止条約は、核戦争防止国際医師会議 (IPPNW)、国際反核法律家協会 (IALANA)、拡散に反対する技術者と科学者の国際ネットワーク (INESAP) の連名で公表された。山田寿則「モデル核兵器禁止条約について」<http://www.hankaku-j.org/data/02/090602.html> (2021.5.4 アクセス) 条約案文については、以下を見よ。[http://www.hankaku-j.org/list\\_a\\_2.html](http://www.hankaku-j.org/list_a_2.html) (2021.5.4 アクセス)

(12) 2010NPT 再検討会議の諸文書、各国代表演説等については、以下を参照。<https://www.un.org/en/conf/npt/2010/> (2021.4.28 アクセス) またこの会議の成果と問題点については以下をみよ。黒澤満『核兵器のない世界へ』東信堂、2014、52-75 頁、秋山信将「2010 年 NPT 運用検討会議の成果と今後の核軍縮」『立法と調査』No.309、2010.10、14-25 頁、川田忠明『市民とジェンダーの核軍縮』新日本出版社、2020。

と国際人道法を含む国際法遵守義務の再確認が行われた。<sup>(13)</sup> 特に、スイス代表が、核兵器の人的影響、国際人道法への配慮に関連して、核兵器の使用についての問題提起を行った。

これらを受けて、2012 年の NPT 再検討会議第 1 回準備会議における 16 カ国による共同声明「核軍縮の人的次元に関する共同声明」が発表され、核兵器使用にともなう深刻な人的問題に対して、核兵器の不使用とそれを保証するための核兵器の効果的な国際管理の下での全面的、不可逆、検証可能な廃止が必要であることを指摘した。<sup>(14)</sup> この他にも、2013 年の NPT 再検討会議第 2 回準備会議においては、80 カ国による「核兵器の人的影響についての共同声明」が発せられた。<sup>(15)</sup> さらに、2013 年には国連総会第 1 委員会において、「核兵器の人的結果についての共同声明」が発せられ、117 カ国が参加した。<sup>(16)</sup> この共同声明には日本も参加した。一方で、同名の共同声明がオーストラリアを含む 17 カ国の賛成で発せられており、日本はこの共同声明にも提案国として参加した。<sup>(17)</sup> この共同声明は、核保有国との協力による核廃絶を訴えたものであり、この声明に参加した国が相対的に少数だったことは、この時点では、協調的、漸進的な方法による核軍縮を通じた核廃絶という構想が多数の支持を得にくくなっていたためだと考えられる。

以上のようなプロセスを背景に、国連総会で核兵器を禁止する条約の交渉

(13) 詳細については、以下を見よ。 <https://www.un.org/en/conf/npt/2010/docs.shtml> (2021.4.29 アクセス)

(14) 内容については以下を見よ。 [http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/lcom/lcom12/statements/22Oct\\_Switzerland.pdf](http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/lcom/lcom12/statements/22Oct_Switzerland.pdf) (2021.5.1 アクセス)

(15) 内容については以下を見よ。 <https://www.wagingpeace.org/joint-statement-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/> (2021.5.2 アクセス)

(16) 内容については以下を見よ。 <https://www.mofa.go.jp/files/000017499.pdf> (2021.5.2 アクセス)

(17) 内容については以下を見よ。 [https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/special/meetings/firstcommittee/68/pdfs/TD\\_21-Oct\\_CL-1\\_Australia-\(Joint%20St\).pdf](https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/special/meetings/firstcommittee/68/pdfs/TD_21-Oct_CL-1_Australia-(Joint%20St).pdf) (2021.5.3 アクセス)

が開始された。<sup>(18)</sup> 2016年12月23日の総会決議 (A/RES/71/258) で、多国間核軍縮交渉の推進が定められた。<sup>(19)</sup> この決議で交渉の開始が決まり、核保有国およびその同盟国は交渉に対して反対または棄権の態度をとった。実際の交渉は、2017年3月27日から3月31日までの第1会期、2017年6月15日から7月7日までの第2会期に分けて行われた。<sup>(20)</sup> ここでは、交渉の内容的検討に深くは立ち入らない。<sup>(21)</sup> しかし、この条約が、非常に短い期間で審議され、成立したことは、検証措置の詳細やすでに存在する兵器の廃棄過程に触れる余地はほとんどなかったことを示す。もともとこの条約交渉に参加した国は、非核国ばかりであり、これらの国は検証や廃棄過程について十分な知識を持っていない。最初からこれらのプロセスについて議論することはできないことが前提である。まず、核兵器を禁止するプロセスが先に來るべきであり、その後のことはその後で考えるという考え方に立って、はじめてTPNWの交渉が成立したのである。<sup>(22)</sup>

条約交渉について、注目すべきは核保有国およびその同盟国の態度である。交渉会議の第1会期、第2会期には、核保有国と同盟国のほとんどすべてが出席せず、会議をボイコットした。日本代表は、第1会期の冒頭にのみ出席し、そこにおける発言において、核兵器廃絶には核兵器国の参加が必要であるこ

---

(18) 交渉開始時点での国連総会での核軍縮についての各種決議および関係国の態度については、池田大希「国連総会の核関連決議と核兵器禁止条約」『国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 984、2017.11.16をみよ。

(19) 内容については以下を見よ。<http://undocs.org/A/RES/71/258> (2021.5.5 アクセス)

(20) 内容については以下を見よ。<https://www.un.org/disarmament/tpnw/statements.html>  
<https://www.un.org/disarmament/tpnw/documents.html> (2021.5.7 アクセス)

(21) 交渉の主な経過については、黒澤 (2021, 2014)、前掲書、川田忠明『市民とジェンダーの核軍縮』新日本出版社、2020、Kmentt, A., *The Treaty Prohibiting Nuclear Weapons: How it was Achieved and why it Matters* Routledge, 2021: を参照

(22) TPNWの交渉過程で、条約における禁止事項について、交渉参加国の間に微妙な差があったという事実について、一政祐行『核兵器国及び「核の傘」国と核兵器禁止条約 (TPNW)』防衛研究所紀要第21巻1号、2018、46-51頁をみよ。

と、NPT 強化、検証の努力を強調し、その上で条約交渉に核兵器国の理解や関与が得られないこと、核兵器国、非核国双方を巻き込んだ現実的、効果的措置が必要であることを主張し、禁止条約交渉には参加できないことを訴えて退席した。<sup>(23)</sup> 会議全体に、核兵器国の同盟国として唯一参加したのはオランダである。オランダの主張は、日本の主張にかなり近い。オランダ代表は第1会期における発言において、核兵器国と非核国の主張を架橋する必要性、教育の重要性、NPT 強化の必要性を主張し、オランダが条約に参加できない理由として、NATO 加盟国としての義務に反すること、検証措置が不十分であること、NPT の効果を損なうおそれがあることをあげた。TPNW がなぜ NPT を損なうのかという理由としてオランダ代表が指摘したのは、TPNW にはこの条約が NPT を補完するものだという位置づけがされておらず、むしろこの条約を NPT の上位に置き、NPT の保障措置協定と並行する審査メカニズムを設置し、IAEA に NPT と重複するタスクを割り当てているという点である。NPT 加盟国（核保有国、非核国を含めた国際社会の大半の国を含む）と TPNW 加盟国（非核国を中心とする一部の国）の交渉も予定されていない。<sup>(24)</sup> 結局、オランダの発言はまったく議論において考慮されないまま、最終投票でオランダ代表はただ1国反対票を投じて（ほかにシンガポールが棄権）終わった。

TPNW の成立過程を振り返ると、それが核保有国による核軍縮および核兵器廃絶の速度の遅さについての不満と焦燥感から来ていることは確かである。しかし、この状態を切り開くためとして、一部の国と NGO が採った戦

---

(23) 外務省「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000243025.pdf> (2021.5.8 アクセス) 日本の TPNW に対する態度については、以下も見よ。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/html/chapter3\\_01\\_04.html#T012](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/html/chapter3_01_04.html#T012) (2021.5.7 アクセス)

(24) オランダ代表の発言については、以下を見よ。<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/07/Netherlands-EoV-Nuclear-Ban-Treaty.pdf> (2021.5.12 アクセス)

略は、核兵器国との対話、協議は措いて、核兵器の禁止を先行させるというアプローチによるものだった。この方法は、核兵器の人的影響を主に考慮し、禁止に参加できる国が先行して禁止を規範化すべきという考えに基づくものである。特に検証を含む実効的な禁止措置については議論されておらず、それらについては後で議論すればよいという立場に立つ。

対人地雷禁止（オタワ条約）やクラスター弾禁止（オスロ条約）は、かりにすべての国が禁止条約に参加しなくても問題はなく、それらの兵器に対する禁止の感情や世論を拡大することで、兵器への忌避感情を高め、使いにくくすることができれば、一定の効果は果たしたことになるからそれでよいという立場に立って、禁止条約が成立した。実際に、オタワ条約、オスロ条約には主要な国（アメリカ、ロシア、中国など）が参加しておらず、内戦における非国家主体を規制することもできない。それでも、この場合には一定の効果があったのだから構わないという論理を、条約推進側は採っている。

問題は核兵器の禁止が、対人地雷やクラスター弾と同じ方法で有効に実施できるのか、そのようなアプローチ（人道的アプローチ）が実際に行われた場合に、どのようなことが起こるのかということである。この問題を考えるに際しては、核保有国参加の可能性、それらの国の同盟国の態度、核保有国、同盟国、非核国の世論動向、条約の内容、核兵器の性質等について、多面的な議論を行うことが必要である。本論文ではそれらのすべての側面を取り上げることはできないが、次節では主要な論者の見解をもとにして、TPNWの有効性と今後の情勢の展開について検討する。

#### 4. TPNWの有効性と今後の展開

TPNWには、核兵器国およびその同盟国はまったく参加していない。従って、TPNWが核兵器禁止に対して直ちに有効であることにはならない。しかし、この条約推進側がとっている人道的アプローチに立てば、そのような即効性はもともと期待されておらず、まず核兵器禁止を規範として定立し、その後

この規範をさまざまな機会を使って拡大していけばよいという結論になる。条約推進側の一人である川崎哲は、「だが、これまでの経過からわかるように、そもそもこの条約は、核保有国がすぐには参加しないだろうことを前提に作られたものだ。たとえ核保有国が入らなかったとしても、核兵器が国際的に違法なものであるという法規範が確立したことで、核兵器に対する政治的、経済的、社会的な圧力は格段に高まる。」と述べる。<sup>(25)</sup>

本節では、TPNW 推進側と慎重側の見解をできるだけ突き合わせることで、TPNW 発効後に核軍縮問題がどのように推移するのか、TPNW は中長期的にどのような結果をもたらすのか、特に TPNW がいくつかの先進国の国内政治に対してどのような影響をもたらすのか、核兵器廃絶論と漸進的核軍縮論の距離は縮まったといえるのか、という問題について、現時点 (2021 年 6 月) において、可能な限りの回答を追求するものである。

まず TPNW 慎重側の立場に立ついくつかの論者の見解を検討する。Vilmer は、「核兵器禁止という永遠に繰り返し提起される規範」<sup>(26)</sup> において、TPNW を含む、核兵器禁止規範そのものが基本的に有効性を欠くと論じる。Vilmer は、核廃絶は実現不可能であると断じるが、その根拠は 3 つ、核兵器の例外性、国際安全保障環境、他の核保有国による圧力である。

第 1 に核兵器の例外性について検討する。核兵器は、対人地雷、クラスター弾と同じような兵器ではない。対人地雷やクラスター弾は、重要ではあるが補助的な役割しかなく、条約の中には一定の技術的条件を満たした兵器を禁止から外す規定もある。他の手段によって代替可能である。オタワ条約に一定の有効性があるのは、主要国の一部 (EU 各国、日本など) が加入しているからである。しかし核兵器の場合にはそのようなことは起こらない。核兵

---

(25) 川崎哲『新版 核兵器を禁止する』岩波書店、2018、63-64 頁。

(26) Jean-Baptiste Jeangene Vilmer, "The forever-emerging norm of banning nuclear weapons," *Journal of Strategic Studies*, <https://doi.org/10.1080/01402390.2020.1770732> (2021.5.13 アクセス)

器は他の手段によって代替ができない兵器であり、他の兵器とは性質が異なる。生物化学兵器の禁止条約が成立したのは、それが代替可能な兵器だからであり、生物兵器禁止条約 (BWC)、化学兵器禁止条約 (CWC) の例は核兵器には適用できない。

第2に、国際安全保障環境である。核兵器保有国は民主制国家だけではない。ロシア、中国、北朝鮮等も核兵器を保有している。これらの国は、国内世論の圧力を受けにくく、国際世論の圧力にも屈しない。アメリカ、イギリス、フランス等とこれらの国の関係が根本的に変わる見込みは低い。アメリカは、自国だけが核兵器を放棄し、ロシア、中国、北朝鮮が核兵器を独占する状況を望まない。

第3に、他の核保有国による圧力である。核兵器保有国にとって問題なのは、他の核保有国がどのような行動を取るのかということである。権威主義体制諸国は、ほぼそれしか考慮しない。アメリカ、フランスはもちろん、イギリスでさえ核兵器を放棄する見込みは薄い。かりにイギリスが核兵器を放棄したとしても、アメリカ、フランスにとってイギリスは敵ではないので、自国が核兵器を放棄する理由にはならない。ロシアにとっても、イギリスだけが核兵器を放棄して、アメリカ、フランスが放棄しないのであれば、自国の行動を変える理由にはならない。ある一国が核兵器を放棄する可能性自体が低く、かりにそのようなことが起こったとしても、他国が追随する理由は薄い。

TPNW に発する社会的圧力に影響がないわけではないが、あったとしても民主制をとる核保有国に対してだけであり、権威主義体制国家の態度を変える可能性はない。権威主義体制国家が核兵器を放棄しようとしないのであれば、民主制国家である核保有国の態度も変わらない。

Vilmer の見解に加えて、重要な条約慎重側の見解としては、Müller と Wunderlich による「核兵器国なき核軍縮：核兵器禁止条約」が特筆される。<sup>(27)</sup> Müller と Wunderlich は、TPNW の社会的影響に注目する。TPNW は先進国の

世論の一部から支持を受けるかもしれない。若者が核兵器反対の直接行動に出ることもあり得る。しかし、これが選挙における主要な争点になり、政府の態度を変えさせるのかどうかについては疑問である。核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) のような運動は、権威主義国家の国内世論に影響を与える方法がなく、民主制国家にしか影響を与えることができない。この結果、TPNW は、国際安全保障環境を変化させることができない。1983 年 (ユーロミサイル危機) においても NATO は崩壊しなかったし、ヨーロッパの安全保障環境が安定的ではない状況で、NATO 諸国は同盟解体を望まない。核軍縮の前提条件は、国際安全保障環境の改善だが、核兵器廃絶運動はこれを実現できない。

現状では、TPNW 推進側と慎重側は、お互いを悪とみなしており、両者の間にはまったく話し合いの余地はないとみなされている。しかし核軍縮と国際安全保障の改善は、並行的に進められるべきものである。国際安全保障環境の改善については、核保有国と非核国のあいだで、中立的なプロセスでその方途が探求されるべきである。

TPNW が成立したことは、核保有国の政策の遅さの結果であるが、国連加盟国の多数と NGO にとっての規範的声明であり、何が安全保障に貢献するのかという点においては、核抑止論も同様の重要性を持っている。しかし、TPNW によって軍縮が進んだり、新たな国際法が確立されたりすることはない。民主国家が一方的な軍縮を行うこともない。拡大抑止がこれによって崩壊することもないであろう。TPNW に反対する国家と賛成する国家が、相互に相手を非難し続けることは、お互いにとって生産的ではなく、実際に軍縮を実現する方法を両者が協力して模索するべきである。

Müller と Wunderlich の論文に加えて、da Silva の指摘を紹介する。da Silva は、

---

(27) Harald Müller and Carmen Wunderlich, "Nuclear Disarmament without the Nuclear-Weapon States: The Nuclear Weapon Ban Treaty," *Daedalus*, Vol. 149, No. 2, Spring 2020, pp. 171-189.

核兵器禁止条約に2019年10月13日時点で署名している79カ国のうち(批准国ではない)、研究用原子炉を有しているのは28カ国のみであり、世界に存在する研究用原子炉227基のうち、TPNW署名国に属しているのは28基のみ、さらに原子力発電所になるとTPNW署名国のうち、原子力発電所を有しているのは5カ国、世界に存在する発電用原子炉454基のうち、TPNW署名国に属しているのは6基のみであることを指摘している。<sup>(28)</sup> この後、TPNW署名国は86カ国(2020.5.30現在)に増加しているが、追加的に署名している国は発電用原子炉を有していない。条約署名国は、核兵器を保有していないだけでなく、大半は原子力平和利用にも関与していない。この条約によって原子力平和利用に対する何らかの規制が行われたとしても、マイナスの影響を受けず、原子力利用からほとんど受益していない、核兵器の問題についても、原子力平和利用の問題についても、利害を有していない国が比較的多い。TPNWは、NPT同様、「この条約のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないことを強調し」という文言を前文に有しているとはいえ、原子炉保有国はTPNWと自国の原子力活動との関係を楽し観視していない可能性がある。

これらの条約に慎重な側の見解には、聞くべきところが大きい。TPNWは、核兵器に悪の烙印を押し、「スティグマタイズ」することを目指したものである。署名国や批准国の数はまだそれほど多くはないが(55カ国、2021.7.7時点)、TPNWが発効したこと自体が、世論に対する一定の訴求力を持っているだろう。TPNWは50カ国の批准(批准国の数だけが発効要件であり、包括的核実験禁止条約(CTBT)のように、特定の国が批准しなければ条約が発効しない条件は設定されていない)で発効するが、この発効要件の緩さも、とに

---

(28) Marcos Valle Machado da Silva, "The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW) : Innovation in nuclear disarmament or an innocuous effort?", Meridiano47, 2019, <http://dx.doi.org/10.20889/M47e20012> (2021.5.15 アクセス)

かく発効を実現し、それを通じて世論に影響することを狙って戦略的に設定されている。そのような動きがただちに核保有国を動かせるのかといえば、それは困難である。しかし、Müller と Wunderlich の見解にも現れているとおり、この条約の目的は本質的に社会的圧力を生み出すことである。そこで問題は、TPNW は核兵器廃絶への社会的圧力を生み出すことができるのか、そのような圧力が生み出されたとして（この圧力のレベルはゼロか 1 かで測られるようなものではないだろう）、実際に核兵器廃絶への努力を次のステップにすすめることができるのかという点になる。

Vilmer は、Hanson の議論を援用して、核兵器廃絶は、核兵器の「スティグマタイズ」までは到達する可能性があるが、製造、保有、使用についての核兵器非合法化、さらに実際の核兵器廃絶には到達しないと見る。<sup>(29)</sup> 現実には、核兵器国の世論に、核兵器のスティグマタイズが進んでいるとする明確な証拠はない。核兵器の使用については、ある程度忌避感が存在するとしても、抑止力としての核兵器の保有を強く拒否する世論はない。それどころか、Press, Sagan, Valentino による 2013 年のアメリカにおける実験調査は、アメリカ人の間に、核兵器使用よりも通常兵器使用を好み、核兵器の不使用規範を破りたくない傾向は若干あるものの、その規範力は弱く、より高い効果を核使用が持つ場合にはそれが選好されること、相手が核兵器を先行使用してこない場合、そもそも核兵器をもっていない場合ですらそうであることを明らかにしている。少なくともアメリカでは、「核兵器は絶対に使用されてはならない」という規範は社会的にあるとはいえない（政権担当者については別）。<sup>(30)</sup> さらに、アメリカ、イギリス、フランスでも、政権に関与する可能性がある

(29) Hanson, Marianne, "Global weapons proliferation, disarmament, and arms control". *Global Insecurity: Futures of Global Chaos and Governance*. Palgrave Macmillan, 2017

(30) DARYL G. PRESS. SCOTT D. SAGAN and BENJAMIN A. VALENTINO, "Atomic Aversion: Experimental Evidence on Taboos, Traditions, and the Non-Use of Nuclear Weapons," *American Political Science Review* Vol. 107, No. 1 February 2013, pp.188-206.

主要政党に核兵器の保有を拒否する意見はほとんどない。イギリスでは、反核運動の社会的影響力は若干あるといえるが、それが政治レベルで核放棄への政策転換にいたる可能性を持っているかという問いに対しては、現時点ではそのような可能性は薄いと言わざるを得ない。

では、核兵器国ではなく、その同盟国、特にヨーロッパの NATO 諸国、日本、韓国、オーストラリア等の国々に関してはどうであろうか。TPNW 推進側の主要な標的はむしろ、核兵器国そのものというよりは、核兵器国（つまりアメリカ）の同盟国の世論とその政府であろう。アメリカの同盟国の中には、核兵器に対する忌避感情が強い国もあり、実際にノルウェーやデンマークなどは、核兵器禁止に関する人道的アプローチの普及段階において重要な役割を果たしていた。またこれらの国の中で、ヨーロッパ諸国の多くは比例代表制である。小政党であっても、核兵器に強く反対する政党が連立与党に参加する可能性はありうる。また、これらの国では環境保護政党の勢力が比較的強く、環境保護政党は核兵器にも、原子力平和利用にも、拒否感情を持つことが多い。日本は比例代表制を中心的な選挙制度としておらず、環境保護政党の力が強いとも言えないが、自民党、公明党、日本維新の会などの支持者ではない人々、主に立憲民主党、日本共産党、社会民主党等の支持者には、相当程度の反核兵器、反原子力平和利用論者がいる。かりに政権交代があれば、日本が TPNW に近づく可能性はないのだろうか。

これらの可能性が現在とはともかく、将来どうなるかを現時点で予測することは難しい。NATO 加盟国にとっては、条約に署名、批准し、条約の義務を遵守しなければならないことになれば、実質的に NATO の防衛計画から離脱することを意味する。TPNW は、2 節ですでに述べたように、核兵器の生産、取得、保有、使用だけを禁止しているのではない。使用の威嚇、領域、管轄地域への核兵器の配備、導入、配備の許可、条約の禁止事項について、援助し、奨励し又は勧誘すること、または援助を求め、援助を受けることを禁止する。つまり、NATO（または他の同盟関係も同じ）の防衛計画には核兵器が含ま

れるから、核兵器を含む防衛計画への参加自体が条約違反とされるおそれがある。もちろん、NATO の作戦計画において、自国内に核兵器が持ち込まれ、核兵器搭載機が展開することも条約違反である。これでは防衛計画にはもはや参加できないことになるであろう。

このような実質的に NATO 離脱を意味する条約への署名、批准が簡単に行えることはないであろう。ロシアの軍事的脅威は完全になくなったわけではなく、ロシアの西欧に対する大規模な武力侵攻の可能性は低いとしても、ロシアが保有する多数の核兵器は NATO 加盟国にとって重大な脅威だからである。従って、条約への署名、批准は難しい。同様に、日本にとっても条約に署名、批准することは、アメリカとの同盟関係を実質的に離脱せざるをえないことを意味する。川崎哲は、日米同盟関係の実際の運用が、かりに TPNW で禁止される「使用の威嚇」に当たらなかったとしても、核兵器の使用または使用の威嚇を「援助、奨励、勧誘」する行為に相当すると述べている。<sup>(31)</sup> アメリカとの核兵器による拡大抑止を含む同盟関係を自国の安全保障政策の根幹にしている日本、韓国、オーストラリア等の国が、この条約に入ることはほとんど不可能に見える。

しかし条約に加入しなくても、やや条約に寄った政策は不可能とは言い切れない。まず TPNW 締約国会議へのオブザーバー参加があげられる。TPNW では、第 8 条において、以下の事項について検討し、核軍縮のための追加的措置を検討するため、締約国会議を定期的を開くことが定められており、その内容は、(a) この条約の実施及び締結状況 (b) 核兵器計画の検証された、期限が定められた、かつ、不可逆的な廃止のための措置（この条約の追加的な議定書を含む。）(c) この条約の規定に基づくその他の事項及びこの条約の規定に合致するその他の事項、である。<sup>(32)</sup> 締約国会議には、締約国以外の国

---

(31) 川崎哲「核兵器禁止条約の意義と日本の課題」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』信山社、2019、163-181 頁。

(32) 外務省仮訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf> (2021.5.30 アクセス)

もオブザーバー参加を行うことができる。締約国会議へのオブザーバーの地位（オブザーバーには、国だけではなく、NGO 等もなることができる）は、今後開かれる第1回締約国会合で決められることになる。日本でも、直ちに条約に署名、批准ができないとしても、せめてオブザーバー参加は行うべきであるとの考えは、日本にも存在する。<sup>(33)</sup> 連立与党の公明党は、締約国会合に被爆者の声を届けるべき、日本政府が主張している核保有国と非核国の橋渡し役を果たすためにも、オブザーバー参加は行うべきと主張している。<sup>(34)</sup>

問題は、日本または他のアメリカの同盟国が TPNW 締約国会議にオブザーバー参加をすればどのようなことが起こるか、また条約推進側はオブザーバー参加を通じて何を目指しているかである。例として考えるべきなのは、第3節でも検討した、条約交渉会議に参加したオランダである。オランダ政府は、TPNW 条約交渉に参加したが、条約の内容を核保有国や同盟国にも受け入れられるようなものにすべきであるという同国の主張は会議では完全に無視され、オランダは条約交渉において1国だけ反対票を投じる結果となった。そもそもなぜオランダは TPNW に参加したのか。オランダには、署名4万筆が集まれば議会がその内容を議案として検討しなければならない市民発案の制度がある。この署名はオランダの反核団体 PAX が主導して集め、当時のオランダの連立政権には TPNW を支持する中道左派政党民主66が入っ

---

(33) この問題について、立憲民主党、公明党、国民民主党、日本共産党の立場は、立憲民主党は、日本が TPNW にオブザーバー参加することは支持するが直ちに署名、批准することは困難、公明党がオブザーバー参加を支持し中長期的に参加の環境を整えることを支持、国民民主党は長期的に参加の目標を模索すべきとし、日本共産党だけが直ちに日本が TPNW に署名、批准することを支持した。「核禁条約批准の時期、見解割れる 与野党党首「いずれ」「一刻も早く」」『中国新聞』2021/8/7 [https://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment\\_id=781318&comment\\_sub\\_id=0&category\\_id=1330](https://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment_id=781318&comment_sub_id=0&category_id=1330) (2021.8.8 アクセス)

(34) 公明党 【主張】核兵器禁止条約 オブザーバー参加で連帯感示せ 2021.1.23 <https://www.komei.or.jp/komeinews/p142041/> (2021.5.29 アクセス)

ていた。オランダは、NATO の核共有に参加しているので、国内にアメリカの B-61 核爆弾が配備されている。これに対して反発する勢力も根強いのである。<sup>(35)</sup> オランダ政府は、NATO 加盟国としての立場を変えるつもりはなく、もともと TPNW 条約交渉会議に参加する意向はなかったが、このような事情により条約交渉会議には参加して、そこで反対論を主張することになった。実際、オランダが会議で完全に孤立している状況は、オランダ国内の反核団体や政党の立場を強め、それらの勢力に対する注目を増加させたのである。

TPNW 推進側の基本戦略は、このような各国国内の社会運動や政治的圧力と、TPNW 自体の国際的なステータスを組み合わせて、核兵器国、その同盟国に核兵器反対の世論を醸成し、それらの国を TPNW 加入へ、またはそこまではできなくとも、それらの国を核兵器から切り離す方向に引きずっていくことである。日本では、歴史的経緯から、核兵器に対する感情的反発が特に強いので、このような政策は一定の効果をあげる可能性はある。ヨーロッパでもいくつかの国においては、その可能性はある。第3節で言及した、2012年のNPT再検討会議第1回準備会議における16カ国による共同声明「核軍縮の人的次元に関する共同声明」には、NATO加盟国のうちノルウェー、デンマークが入っており、2013年のNPT再検討会議第2回準備会議における、80カ国による「核兵器の人的影響についての共同声明」には、NATO加盟国のうち、デンマーク、ノルウェー、アイスランド、ルクセンブルクが入っている。もちろん、これらの国はTPNW交渉には参加しておらず、現在のところ加入の意思もない。しかし、人道的アプローチ自体を受け入れる素地は存在しているので、これらの国では反核団体、政党がTPNW締約国会議へのオブザーバー参加に対して引き続き、圧力をかけていくだろう。

特に問題はドイツである。現在のCDU/CSU/SPD政権は、TPNWに加入す

---

(35) 毎日新聞「オランダ政府後押し of 団体 日本、非核国先導を」2017.12.9 <https://mainichi.jp/articles/20171209/dde/018/040/010000c> (2021.5.25 アクセス)

る意思はない。しかし、2021 年秋に予定される総選挙ではどの政党が政権を握るかはわからず、社民党、緑の党、左翼党には核兵器を忌避する議員も多く存在する。もちろん、社民党も NATO 支持であることには変わりはないので、TPNW 加入、NATO からの実質的脱退は考えにくい。しかし、現在 NATO の核共有によってドイツに配備されている B-61 核爆弾についてはこれとは別の議論の対象になる。

ドイツに配備されている B-61 核爆弾は（他の核共有国においても同じ）、アメリカが所有し、平時にはアメリカが管理するが、戦時に所定の手続きを経て、ドイツに移管され、ドイツの航空機で使用されることが予定されている。ミサイルによる使用は予定されておらず、航空機から投下される爆弾だけである。基本的にはドイツ領内に侵攻してきた敵に対して使用することが想定されており、長距離攻撃能力は持たない前提である。このため、ドイツ（およびイタリア）は、トーネード IDS 戦闘攻撃機を核・非核両用航空機（DCA）として保有している。トーネードはすでに老朽化しているので、核共有を維持する場合には、これを更新する必要がある。現在ドイツ政府が検討している案は、アメリカから新たに DCA として F/A-18E/F 戦闘攻撃機を購入することだが、社民党は NATO 核共有自体に反対しているため購入計画にも反対しており、かりに CDU/CSU、SPD 政権が交代した場合には、核共有が維持されるかどうかは不透明である。ただし SPD 下院議員団長のミュツェニヒは、「核共有の継続には反対するが、これはドイツが独自の平和政策を取るという意味ではない」と明言しており<sup>(36)</sup>、NATO 離脱を主張しているわけではないから、一応核共有政策への態度は、TPNW のような核兵器に対する全面拒否政策とは切り離されている。緑の党は、党首はこの問題に明確な態度を取っていないが、議員や支持者には核共有を忌避する考えが多い。<sup>(37)</sup> 結果は選挙

---

(36) Rolf Mützenich, "Germany and nuclear sharing", L' IRIS, 2020.6.5 <https://www.iris-france.org/147612-germany-and-nuclear-sharing/> (2021.6.1 アクセス)

とその後の交渉次第である。

さらに、この問題は単なるドイツの国内政治問題ではない。アメリカは、NATO 核共有が一部加盟国の一方的判断で終了させられることを望んでいない。核共有は、NATO の防衛計画の重要な一部であり、これを変更することはアメリカによるヨーロッパへの拡大抑止をどうするのか、アメリカの防衛約束に対してヨーロッパ諸国はどのように関与するのかという包括的な問題に関係する。この問題の決定は、NATO 加盟国全体での拡大抑止を含む防衛計画についての協議の結果としてなされるべきだというのがアメリカの立場である。<sup>(37)</sup> 社民党ほかの連立政権ができた場合も、このような問題が無視されることはないだろう。結局核共有をどうするのかは、ドイツ単独で決められることではなく、ドイツ国内政治と、NATO 加盟国特にアメリカや、自国に対する安全保障上の脅威を強く感じている国（例えばポーランド等）の態度、そしてもちろんロシアの安全保障政策、特にウクライナ問題と中距離核戦力全廃条約（INF 条約）が 2019 年に失効したことで新たにロシアが配備を進めている新型中距離ミサイルの動向によって決まることになるだろう。

TPNW に関連するこのような問題を見ていくと、TPNW への署名、批准はもちろん、オブザーバー参加であっても、それが単なる会議への参加を意味しているのではなく、会議への参加を利用して、特定国の政策を核兵器から引き剥がす方向で動かそうとしている一部の NGO や国内勢力その他があり、オブザーバー参加そのものが政治問題であることが理解される。すでに TPNW に署名、批准している加盟国についてはこのような問題は起こらない。それらの国は、核兵器を保有せず、核兵器国の同盟国でもなく、ほとんどの場合核兵器国に敵対もしていない。従って、TPNW に加入しても、そのこと

---

(37) Steven Pifer, "Germany's upcoming election and the future of nuclear sharing", Brookings, July 2021 <https://www.brookings.edu/research/germanys-upcoming-election-and-the-future-of-nuclear-sharing/> (2021.7.2 アクセス)

(38) Ibid.

で自国の安全保障が損なわれることはない。しかし、核保有国、その同盟国については話が別である。

核保有国の態度が TPNW によって変化することは予見できる将来、可能性は低い。では同盟国についてはどうか。今後、同盟国内では、核兵器に反対する運動が活発化するであろう。これが各国の政策にどの程度影響するかは、各国の国内情勢の関数でもあるため、断定的なことは言えない。しかし、TPNW に加入したり、NATO 諸国についていえば、核共有を放棄したりすることは、単なる国内問題ではなく、同盟国との協議が必要な問題である。加盟国の一部が核共有の放棄を主張すれば（核共有放棄は軍事的にはそれほど大きな問題とはならないが）、この放棄政策が同盟全体の安全保障を維持、強化するために、貢献するのかどうかということが NATO 加盟国全体の大きな政治問題となるだろう。

Vilmer、Müller、Wunderlich らの議論に立ち返ろう。彼らは、TPNW が核軍縮問題に大きな影響を与える可能性は低いと考えているが、その理由は TPNW では安全保障環境を改善できないこと、社会的な圧力を国内外の世論にかけていく戦略は、民主制国家にしか通用せず、権威主義国家には有効ではないことが明らかになっているからである。TPNW 推進側は、従来の方法では、実効的な核軍縮が行われていないことから、まったく異なる方法として的人道的アプローチを提起した。今までのやり方では進展がないのだから、新しいやり方が必要だという議論には一定の合理性がある。しかし、問題は新しいやり方が本当に問題を改善することができるのかということである。

対人地雷、クラスター弾の場合には人道的アプローチは一定の成功を収めた。すでに述べたように、これらの兵器は決定的に重要なものとはいえず、代替手段もある。大規模な地上侵攻の脅威にさらされていない場合には、これらの兵器の緊急の必要性は薄い。しかし核兵器はこれらの兵器とは異なる。核兵器はそれが使われるかどうかは別として、保有の有無自体が決定的に重要である。核兵器の第 1 の役割は敵攻撃を抑止することだからである。こち

ら側が核兵器を放棄し、敵だけが核兵器を保持し続けるということであれば、安全保障環境は悪化するだけである。実際に、現時点で核保有国もその同盟国も TPNW を支持していない理由は、TPNW の成立が安全保障環境の改善につながらないと考えているためである。人道的アプローチは確かに人の感情に訴える力があり、あるカテゴリの人（主に非核国の政府や国民）に対して強い訴求力を持つだろうが、それが核保有国や同盟国、つまり自国の安全に深刻な懸念を持っている国の政府や世論をどの程度動かせるかということ、その答えは簡単ではない。

条約推進側は、このような議論に対して、核兵器の抑止力は実証されていない、核兵器こそ安全を脅かしているのであり、真に安全を強化する道は核兵器廃絶であると主張する。まず核兵器の力が主に心理的なものであり、それが恐怖によって人の心を動かすものであるとしても、だからそれが実在しないとか、証明されていない以上、抑止力は信じなければいけないのと同じという結論にはならない。1945 年以後、核兵器が実戦使用されていないこと、米ソ間、米露間の直接的な武力衝突を含む大規模な戦争が起こっていないこと、特に主要国の核保有体制が固まった後、核保有国や同盟国が戦争につながる事態について一定の自制的態度を採っていることは事実である。現実には核兵器の存在は、各国の政策や政治的決定に影響している。考え方を変えるだけでこの現実をなかつたことにすることはできない。従って、核兵器廃絶の提案は、核兵器の漸進的な削減を関係国の安全保障環境を悪化させないように行うのでなければ、核保有国や同盟国には受け入れにくいだろう。

また、最終的には核兵器廃絶はすべての核保有国が参加するような方法によって行われなければならない。一部の国だけが核兵器を保有し、その他の国が廃棄することは、対人地雷やクラスター弾の場合とは違って、受け入れられないだろう。また核兵器禁止が慣習国際法化する可能性はきわめて低い。一般慣行は、複数の有力国が反対している以上、形成されないであろう。TPNW または類似の条約に加入することが各国の自由意思に委ねられている

状況を前提に、核兵器廃絶を普遍的な法規範とすることはきわめて困難である。

これに関して最も重要なことは、世論の社会的圧力があまり効果をもたない国、例えばロシア、中国、北朝鮮などをどのように核兵器廃絶に向かわせるかということである。TPNW 推進側の議論の最大の難点はここである。社会的圧力戦略は、民主制国家にしか有効性がない。となれば、他国の核兵器を放置した状態で自国の核兵器だけを放棄することはむずかしい。Vilmer が指摘するとおりである。逆に、世論の影響を受けにくい核兵器国は、他国の反核運動を促進するように行動するだろう。Müller と Wunderlich が指摘していたとおり、1980 年代前半のユーロミサイル危機と同種の事態が起こる可能性はある。<sup>(39)</sup> TPNW によって引き起こされる問題は、1980 年代のソ連のミサイル配備によって引き起こされた事態とは性質においてやや異なるが（今回については問題の原因は敵対国の行為ではない）、ヨーロッパの安全保障環境が冷戦後、悪化しつつある時期に、NATO 側が一方的軍縮措置を取るべきだという考え方に対しては、抵抗があるだろう。また、アメリカ（およびその他の核保有国）が TPNW を強く拒否しているのも、TPNW がここに示した同盟国の離反を招く可能性があることを十分に認識しているからである。現状で、反核運動の圧力により NATO が瓦解同様の状態になることは想像しにくい。しかし、いくつかの NATO 加盟国が TPNW に引き寄せられることはありうる。NATO が 1980 年代と同様の結束を保つことができるかどうかはわからない。核兵器削減の方向に踏み切れるかどうかはロシアの態度と、欧州における安全保障環境の改善次第であり、それなしでは難しいが、NATO の核政

---

(39) ユーロミサイル危機については、以下を参照。板橋拓己「NATO「二重決定」の成立と西ドイツ—シュミット外交研究序説」成蹊法学 88 号、2018、341-368 頁。金子讓『NATO 北大西洋条約機構の研究—米欧安全保障関係の軌跡』彩流社、2008、Holloway, David, “The Dynamics of the Euro missile Crisis, 1977-1983,” Leopoldo Nuti et al. (eds.), *The Euro missile Crisis and the End of the Cold War*, Woodrow Wilson Center Press with Stanford University Press, 2015, pp.11-28.

策を再検討すべきだという圧力がかかり、アメリカがヨーロッパ防衛への関与を減らすような事態もありうるだろう。アジアにおいては、ロシアに加えて、中国と北朝鮮の核保有問題が存在する。また核兵器以外についても、中国、北朝鮮等との軍事的均衡の問題は重要である。例えば、北朝鮮が現実には生物化学兵器を保有していると考えられている状態で、アメリカが核兵器の先行不使用（第一不使用）政策を打ち出すことができるのかどうかは、熟慮を必要とする問題である。日本、韓国側からこれをアメリカに求めることは考えにくいだが、この問題が真剣に検討されるようになれば、同盟関係は動揺するだろう。

このように、TPNW が一部の国のみには強い影響力を与えられない状態では、核兵器国の同盟国が一方的軍縮措置を取れるのかどうかは疑問である。安全保障に対する配慮を抜きにして、あるいは核兵器廃絶自体が、「代替的な安全保障政策である」という主張のみでは、核保有国、同盟国政府の考え方をを変えることはもちろん、これらの国の国民を説得することは（たとえ一部の国民がこのような考え方に魅力を感じるとしても）むずかしいであろう。TPNW 推進側は、運動の方向性がどのように権威主義体制国家の政策を変えられるのかどうか、それを通じて安全保障環境全体を改善することができるのかどうか、再検討する必要がある。

さらに TPNW が抱えている問題は、核廃絶、核軍縮が一方的にできるものではないとすると、軍縮を実際にすすめていくための措置、つまり査察、検証、違反に対する制裁などの措置について、有効な方策が具体化されていなければならぬことである。第2節で指摘したとおり、TPNW はこれらの問題について、条約の内部でも、あるいは付属文書その他の形でも具体的な措置を取り決めていない。TPNW 推進側の立場からは、この条約は核兵器廃絶へのすべてのプロセスを一度に定めようとするものではなく、まず核兵器を禁止し、その後加入国に対する査察、検証などの措置は漸進的に形成していけばよいと主張されるであろう。しかし、この条約が加入国に要求している NPT

に定められた IAEA との保障措置協定の締結と実施については、それが対象国に「核兵器またはそれに関連した開発活動が存在しないことを保証するものではない」ことは明らかである。また IAEA の保障措置は、すでに核保有国である国の核兵器廃棄を検証することを前提に作られていない。この条約が加入国に求める措置と、NPT で求められている措置の関係も不明確である。このような状態で、信頼できる相互的軍縮を実施できるのだろうか。

軍縮・軍備管理措置の履行については、高度の知識と経験が必要であり、一般に非核国はこれを持っていない。核兵器国、特に過去から現在において相互に査察、検証を実施しているアメリカとロシアの協力がどうしても必要である。この二国の協力なしで、実効的な査察、検証を実施することはむずかしいであろう。また核廃絶を完成させるためには、条約義務違反を早期に発見し、実効的な制裁を行うことが絶対に必要である。このような方策が何なのかは、誰にもわからない。北朝鮮が 1993-94 年の第一次核危機で核兵器を開発している意図を暴露されながら、アメリカ、韓国、日本その他の関係国は、北朝鮮の核兵器保有に向けての行動を阻止するための実効的な措置を取ることができず、結果として北朝鮮は 2006 年から 2017 年の間に 6 回の核実験を実施し、現在では実戦可能な核兵器を保有し、アメリカにも到達可能な大陸間弾道弾を開発中であるとみなされている。このような事態が現実になっているのだから、査察、検証、制裁などのすべてのプロセスが現在完璧にできている必要はなくても、その見通しを明らかにし、期限つきで実効的な方法を条約改正または付属議定書等の形で定めなければならない。問題はこれを核保有国の協力なしでどのように行うのかということである。

TPNW がまず人道的に核兵器を禁止する趣旨を持っているとしても、これが有効に作用するためには、具体的プロセスの明示がなければならない。例えば、TPNW は第 3 条（保障措置）において、現行の IAEA との保障措置協定を継続する義務を示し、今後保障措置を強化することもできると述べている。しかし IAEA 追加議定書についての言及はない。<sup>(40)</sup>TPNW の審議において、

IAEA 追加議定書を義務とすべきだという議論が行われたが、一部の国の反対で条約への記載は見送られた。<sup>(41)</sup> このレベルの検証措置を受け入れるかについても、条約参加国で見解の一致が見られているわけではない。この状態で、条約署名国や批准国が同意できるような、しかも現実核武装を阻止し、検証逃れを摘発できるような実効的な査察、検証措置を具体的に定めることができるのだろうか。

TPNW と NPT との関係についても議論がある。条約推進側は、TPNW は、NPT の目的と整合的であり、NPT が究極的に目指している核保有国の増加阻止と核兵器国の軍縮を通じた核兵器廃絶と同じ目的を別の方法で追求しているだけであり、両者の間に矛盾はないとする。また一部の論者は、TPNW は、条文上は別として、実質的に NPT と同じかそれ以上の保障措置や検証を確保できているとする。<sup>(42)</sup> だが先に述べたように、現在 NPT の保障措置が完璧ではないことは多くの人々が共有している知識である。核兵器廃絶ということになると、現在 NPT の保障措置によって確保されている精度では足りず、それ以上の措置が必要になる。TPNW 成立後も、NPT と TPNW は整合的であり、今後も両者が核兵器の究極的な廃絶に向けて協力することは可能なのだろうか。

現在のところ、NPT と TPNW の間に明確な矛盾や対立はない。TPNW は前文において、「核軍縮・核不拡散体制の基礎となる NPT を完全かつ効果的に実施することが国際社会の平和と安全保障の促進に不可欠な役割を果たすことを再確認し」と宣言している。しかし TPNW は、NPT を加盟の前提条件にしておらず、TPNW に将来、核兵器国等が加入する場合に NPT との関係が

---

(40) IAEA 追加議定書については、以下をみよ。浅田正彦『NPT・IAEA 体制の新展開—保障措置強化策を中心に—』世界法年報第 18 号、1998、1-36 頁。

(41) 黒澤満『核不拡散条約 50 年と核軍縮の進展』信山社、2021、262 頁。

(42) タリク・ラウフ「TPNW は NPT と矛盾するか、あるいは弱体化させるのか？」戸田記念国際平和研究所、2020.11.22 <https://toda.org/jp/global-outlook/does-the-tpnw-contradict-or-undermine-the-npt.html> (2021.6.2 アクセス)

どのようになるのかはわからない。さらに核兵器国が TPNW に加入して、実際に核兵器の廃棄を行う場合には、新しい国際機関（単数または複数）が設置され、それが実際の廃棄プロセスに関与することになっている。この機関がどのようなものなのか、IAEA とどのような関係に立つのか（既述のとおり、IAEA は核保有国の核兵器廃棄の検証を行うための機関ではない）、現時点ではわからない。何よりも、今後、NPT と TPNW が並立することになると、TPNW は、締約国会議において核兵器廃絶についてキャンペーンを行い、核兵器国や同盟国に社会的な働きかけを強めていくのに対して、NPT 再検討会議ではそのようなことはあまり行えない。TPNW に加入した非核国と、NPT にとどまっている核兵器国、その同盟国の立場の違いはますます広がっており、両者の関係は Müller と Wunderlich が言うとおおり、お互いを悪とみなす闘争に近づいている。この状況で、TPNW 加入国は、NPT で従前と同じ議論がいつまでも続けられることを望むだろうか。NPT を脱退する理由はないとしても、TPNW で社会的にアピールできる成果を出すことを望み、NPT の議論にはあまり期待しないという態度に変わっていくのではないだろうか。このようなプロセスが積み重ねられれば、NPT は実質的な議論の場ではなくなり、核保有国、同盟国と TPNW 参加非核国の距離は、次第に埋めがたい方向に進んでいくことも考えられる。TPNW が NPT とただちに両立しないわけではないが、もしこのような方向に事態が進めば、NPT の地位は損なわれるであろう。

TPNW は、既述のとおり、これを作った時点で核廃絶の制度的基盤が整ったというのではなく、これを起点として核兵器廃絶に向けた社会的圧力を作り出し、社会的圧力を推進剤にして核軍縮を行おうとするものである。しかし、これが条約推進側の意図通りに作用するかどうかとなると、これまでに述べた理由から、基本的な難題を抱えている。このことを確認して、TPNW が何をもたらすのかについて、本論文としての結論を述べる。

## 5. 結論

以上に検討してきたとおり、TPNW と人道的アプローチは、先に禁止のための実効的な環境整備を行うのではなく、核兵器禁止の規範を先に立て、それをもとにして禁止への世論を醸成し、核保有国やその同盟国に対して社会的圧力をかけていこうとする考え方である。即効性は期待されておらず、努力の中心は人道を掲げて世論や政治家、メディア等に社会的圧力をかけていくことに向けられる。TPNW がもたらすものは、この社会的圧力が何を結果として生み出すかによって決まる。

このアプローチが核兵器国に対して、長期的にでも核兵器廃絶に政策を誘導する圧力になるかといえ、その可能性は低い。理由は、このアプローチは世論の力が社会的に作用する民主制国家に対してしか機能しないからである。自国と相手側の両方に作用して、均衡に近い水準で核兵器を削減することにつながるのであれば、核兵器国の政府にとってもこれを検討する余地はあるかもしれないが、自国のみに一方的削減を迫ることになるのであれば、受け入れる余地はないことになるだろう。さらに、このアプローチは、特にアメリカにとってはヨーロッパやアジアの同盟国に対して影響を及ぼす可能性が大きい。実質的にアメリカの同盟関係に打撃を与える可能性があるため、アメリカにとってはなおさらこのアプローチに賛成する理由はなくなる。基本的にはこの論理はイギリスとフランスにもあてはまる。ヨーロッパの同盟国との関係が損なわれる可能性がある条約を受け入れることはむずかしい。

ロシアと中国にとっては（またある程度北朝鮮にとっては）、この条約をそのまま受け入れることは自国の手を縛ることになるから、そのようなことは行わないだろうが、この条約が自国に対しては影響せず、敵対する西側諸国にのみ軍縮圧力として作用するのならばそれについては歓迎するかもしれない。しかし、かりにそうだとした場合、80年代のユーロミサイル危機と同様、表立って支持を表明するよりは、より目立たない方法で行うことになるだろう。インドとパキスタンには、世論圧力はあまり作用せず、お互いの軍備政

策（インドにとっては中国のそれも含む）だけが主な変数なので、TPNW の影響はほとんどないだろう。イスラエルは、やはり反核世論が拡大する余地がなく、周辺諸国の軍事的圧力や安全保障環境を補うものとして、核兵器（特に地域における核兵器の独占的地位）の保持が安全保障において不可欠だと考えているから、TPNW の影響を受けることはないだろう。核兵器国にとって重要なのは、核兵器やその他の兵器を有する敵対国の態度であり、たとえ核兵器の保持を局外の多くの国から批判されても、相互的な軍縮以外の措置は受け入れられない。また核兵器国の世論は、自国が一方的に核軍縮または核廃絶を行うことを支持しないであろう。政府または野党についても、このことは変わらない。

人道的アプローチ、核兵器のもたらす被害や兵器の倫理的正当性を強調することは、各国世論の態度に影響を与えることはないのだろうか。核兵器のない世界の理念は広範な世論の支持を得ることはできないのだろうか。TPNW 推進側の立場からは、核兵器の惨害は破滅的であり、1945 年以後核兵器が実戦使用されなかったのは偶然でしかなく、核兵器が存在する限り、核兵器が使用され悲惨な事態を起こす可能性から逃れることはできない。核兵器は安全を守っているのではなく、むしろ損なっているのであり、安全を強化するためには核兵器を廃絶する以外にはないという。核兵器が抑止によって保有国や同盟国を守っているというのは、単なる幻想でしかない。このような主張は、TPNW 支持国だけではなく、先進国社会の一部でも実際に根強い支持を受けている。

これに対しては、かりに上記のような主張のほとんどを認めるとしても、「だからまず自国が一方的に核兵器を捨てるべき、あるいは拡大抑止を放棄すべき」と多くの人考えるかどうかはわからないことを指摘しておきたい。核兵器の存在に問題があることは多くの人認識しているであろう。それが魔法のように翌朝なくなってしまうのであれば、多く人はそれを歓迎するかもしれない。しかし、そのようなことは起こらない。北朝鮮は自国が核兵

器を放棄すれば、アメリカは自国を攻撃する意図を捨て、確実に生存することができるとは考えていない。だからこそ核兵器を開発しているのである。抑止論が心理的プロセスであり、物理的に確認されるようなものではないことは事実である。だが、人道論や規範論もやはり心理的プロセスである。人道論や規範論はそれなりに強力であり、人間の思考や行動に影響している。しかし、心理的プロセスの中でも、自己の安全を守りたいという考え方はとりわけ強力である。核兵器のもたらす惨害が悲惨なものであることを十分認識したとしても、そのような惨害をもたらす強力な兵器を、自国だけが捨て、他国が保持したままなのであれば、それは受け入れられることなのだろうか。また、隣国が核兵器を持ち、自国が核兵器を持っていない場合、同盟国の拡大抑止によって自国の安全を図ることは道義的に間違ったことだろうか。このような心理的プロセスを考えれば、人道的なアプローチにそれなりの力と影響力があったとしても、それがすべての人に同じように作用するわけではないことが理解されるであろう。

このような人道的アプローチの性格は、今後の TPNW 成立によってもたらされるだろう状況、またはすでに現在までに起こっている状況を説明する。人道や価値観が社会的に力を持つのは、一つの価値観が圧倒的に有力であり、ほかの価値観の力が小さい場合である。オタワ条約、オスロ条約ではある程度、それに近いことが起こった。もちろん、アメリカ、ロシア、中国などはそのような価値観をそれほど共有していないが、兵器の価値自体が大きくないので、禁止の不完全性はあまり問題にはならなかった。ヨーロッパ諸国や日本などの有力国は人道的アプローチを支持し、ロシア、中国などが兵器を放棄しなくても、一方的な軍縮に同意した。

しかし核兵器については、事情は異なる。人道的アプローチは核兵器については採用できないと考えているのは、核兵器国だけでなく、ヨーロッパ、アジアにおける主要同盟国もそうである。自国がこの立場から離脱することになると、安全保障政策、外交政策を根本的に転換しなければならなくなる。

世論の支持があったとしても、それでは失った同盟関係や安全保障インフラを取り戻すことはできない。NATOが混乱すればEUの結束も動揺する。韓国は北朝鮮の状況が変わらないのに、TPNWに入りたいと考えるだろうか。かりにヨーロッパのいくつかの国がTPNW締約国会議にオブザーバー参加する、NATO核共有政策が廃止されるということが起こったとしても、それらの国が現在の核兵器政策を改めて人道的アプローチに乗り換えるには、非常にハードルが高いであろう。

条約推進側は、これからも核兵器に悪の烙印を押す努力を続けるであろう。人道的アプローチの側に立てば、これまで述べてきたような問題はあまり重要ではない。核兵器の存在を認めているからこそ、その効用や価値を受け入れるような考えに組み込んでいるのであり、核兵器が人道的に否定されるべきであるとの立場にたてば、核兵器の存在意義を認める議論は基盤を失う。従って、まず核兵器を人道的に否定する価値観を確立することが必要になる。従って核兵器に悪の烙印を押し続けなければならないのだが、この努力の矛先は、核兵器の保有を続けようとする人々、政府、軍関係者、核兵器に関係する企業関係者、学者等にも及ぶであろう。このような努力は、これらの人々あるいは条約慎重側を道徳的な悪として非難する動きを拡大するであろう。「核兵器を擁護しているのは軍産複合体の利益のため」といった言説はその例である。このアプローチの力が、自らの正当性とそれに対する道徳的支持に依存しているので、このことは避けられないであろう。しかし結果として、安全保障環境を重視したり、一方的軍縮は核兵器については行えないことを主張したりする人々は、悪として措定されても、むしろ反対者から悪として措定されているがゆえに、その態度を変えることはないだろう。

むしろ、条約や人道的アプローチに抵抗する側は、このような条約推進側の立場に対して、彼らは話の通じない人々であり、対話も交渉もできない人々だと認識し、そのように行動することになるだろう。自国の安全保障政策を維持しようとする人々は、論敵の相手は避け、自国に対する安全保障上の脅

威とそこから自国を防衛する手段の必要性を、自国民に対して説得していくことになるだろう。特にヨーロッパやアジアのアメリカの同盟国は、ロシア、中国または北朝鮮の現実の脅威にさらされており、世論が条約推進側の方向に圧倒的に傾くかといえ、それは疑問である。ただ、このバランスは微妙なものであり、国ごとに状況は異なるだろう。場合によっては、ノルウェーやデンマークあるいは他の NATO 諸国の一部は、TPNW に傾くかもしれない。NATO の核共有政策は、もはや象徴的、心理的存在となっており、軍事的意味は薄いので、将来的に放棄される可能性は存在する。しかし、それも単に反核運動だけが影響するのではなく、ロシアの政策、アメリカのヨーロッパ諸国へのコミットメントが最も重要な変数である。

条約推進側は、簡単に結果がでなくても、社会的圧力を強める政策をあきらめることはないだろう。すでに問題は価値観の対立になっているからである。Egeland が、核廃絶論者の行動は、核兵器の廃絶が（いつかは）必要だという偽りの合意を打ち砕き、真の核廃絶への道を開くものだとしていることは、条約推進側が「核軍縮を推進すると口では言いながら実際にはそのような意思を持っていない人々」に対して、仮借なき闘争を辞さない決意を持っていることを示す。<sup>(43)</sup> もはや妥協の余地はなくなっているのである。日本やオーストラリア、オランダ等が主張しているような、核保有国と非核国の架け橋という考え方は、実現すれば有益であろうが、そのような考え方が実現する可能性自体次第に小さくなるであろう。

TPNW 成立を実現させた事情および今後の展開として考えられることは、人道的アプローチの拡大がもたらす、善と悪の終わりなき闘争である。それがいつまで続くのかは現時点ではまったくわからない。

---

(43) Kjølvs Egeland, Nuclear Weapons and Adversarial Politics: Bursting the Abolitionist “Consensus”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, vol.4 issue 1, 2021, <https://doi.org/10.1080/25751654.2021.1922801> (2021.6.10 アクセス)